

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

大阪府の取組状況と今後の方向性

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

1-①. 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位/日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算 (II) **60単位/日**

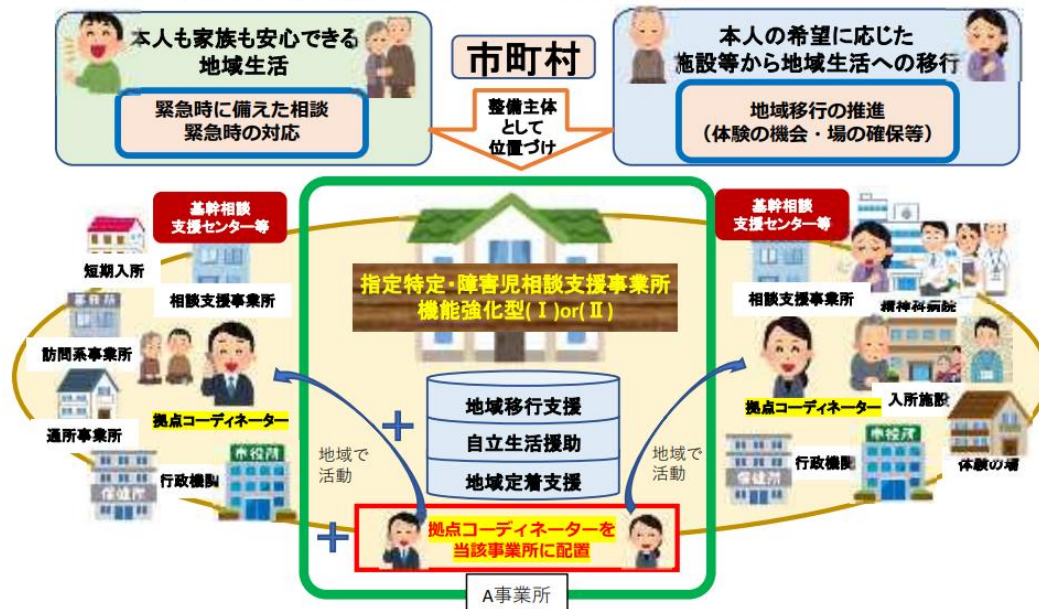


地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

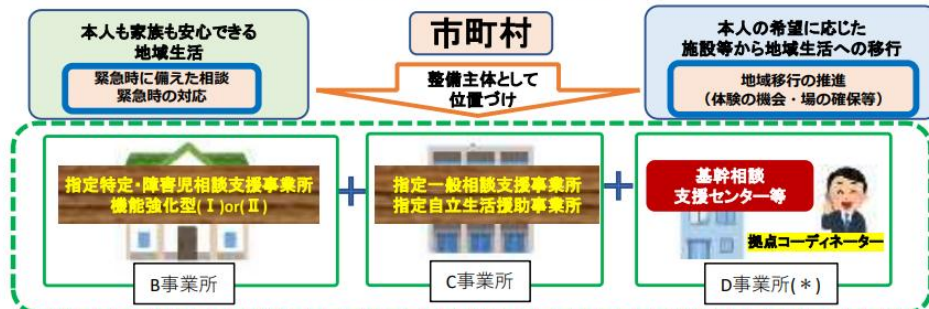
1-②. 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月 までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

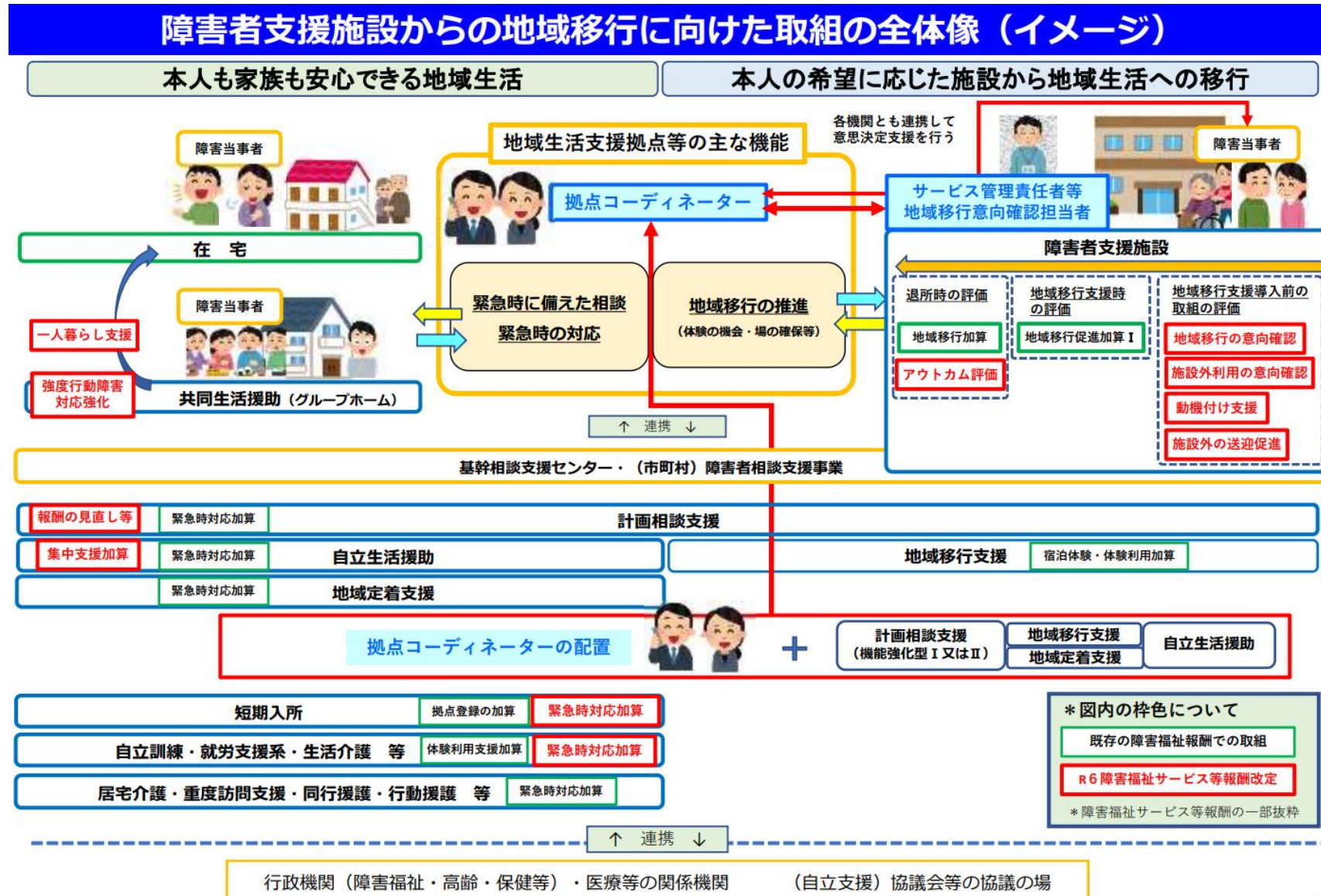
* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

8

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

1-③. 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について



2. 市町村の役割、府の役割

◇拠点整備、運営にあたっての市町村の役割

- ◆ 緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進機能を地域の実情に応じ、面的整備、多機能型整備、多機能拠点型+ 面的整備型のハイブリッド型す整備
- ◆ 拠点の5機能をすべてを満たしていない市町村もあるが、必要度の高いものから整備し、機能強化に取り組んでいる。

◇府のバックアップ機能としての取り組み

年度	取組内容
平成28年度～	◆ 基盤整備促進WGにおいて、地域生活支援拠点等の整備促進の議論
平成30年度	◆ 都道府県ブロック会議を開催。（厚生労働省・兵庫県・京都府と共催、他府県の整備事例の紹介、市町村間での意見交換
令和元年度	◆ 基盤整備促進WGにおいて、「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」を発出 まず取り組むべきこととして、対象者を事前に把握するとともに、緊急時にかかる相談受付を可能とし、その際の支援のながれを明確にしておくこととし、そのための手法として、 ①緊急時の定義づけ、②登録制の導入、③緊急時の体制確保に向けたネットワークの構築を提案
令和2年度	◆ 未整備の市町村及び取組みの進んでいる市町村へヒアリング実施（現在も継続） ◆ 取組みの実態や課題をききとり、好事例があれば会議の場で情報共有
令和3年度	◆ 拠点業務を担当する各市町村担当者が一堂に会し意見交換を行う会議を開催（R3オンライン、現在は集合形式で継続） ◆ 各機能ごとの取組み状況についてアンケートを実施し、上記、意見交換会で共有
令和4年度	◆ 府ウェブサイトにて各市町村の整備状況を公表、「検証・検討の実施」について市町村アンケートを実施し結果を共有 ◆ 市町村の拠点担当課及び連絡先を集約し府ウェブサイトで公表 ◆ 大阪府自立支援協議会から報告書「地域における障がい者等への支援体制について」の発出（提言）
令和5年度	◆ 「検証・検討の実施及びコーディネーターの配置」について、市町村アンケートを実施結果を共有 ◆ 府ウェブサイトにて各市町村における検証・検討状況及び公表状況を掲載
令和6年度	◆ 「拠点コーディネーターの配置及び検証・検討の実施等」について、市町村アンケートを実施し、意見交換会で共有

3. 地域生活支援拠点等に係るアンケート結果（概要）

問 1 - 1. 地域生活支援拠点等の整備状況と担っている機能について

- ◆令和5年度に2市が新たに地域生活支援拠点等を整備し、令和6年3月末時点で、府内43市町村のうち39市町村が整備済み。また令和6年4月に2市町が整備したことにより、未整備は2市町。
- ◆令和5年度までに整備済の39市町村のうち、全てで緊急時の受入・対応について備えている。一方、体験の機会・場について備えている市町村数は、30。

府内の整備状況（整備年度についてはR6国調査より）

※令和6年4月末時点（整備済41市町村、未整備2市町）

整備年度	箇所	市町村名
H28年度	2	豊中市、吹田市
H29年度	4	堺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市
H30年度	2	守口市、能勢町
R1年度	9	大阪市、高槻市、大東市、門真市、島本町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村
R2年度	15	岸和田市、池田市、貝塚市、茨木市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、熊取町
R3年度	5	八尾市、松原市、交野市、阪南市、岬町
R5年度	2	泉大津市、枚方市
R6年度	2	泉佐野市、田尻町
整備予定	2	泉南市(R7)、忠岡町(R8)

府内の整備状況（備えている機能） ※令和6年4月末時点

備えている機能			
①相談	②体験の機会・場	③緊急時の受入・対応	④専門的人材の確保・養成等
36	30	39	33

※令和6年度より、拠点等の担う機能のうち「地域の体制づくり」については、④「専門的人材の確保・養成等」に「地域の実情に応じて創意工夫により付加する機能」として追加されています。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問1-2～3. 市町村独自の取組みを進めるための工夫や、他の市町村と連携して広域的に取り組んでいること(主な取組み)

	市町村独自で取組みを進めるための工夫	他の市町村と連携して広域的に取り組んでいること	連携による広域的な取組みが必要または有効だと思う機能
①相談	・行政区ごとに障がい者基幹相談支援センターを設置し、身近な地域で相談できる体制を確保。 ・基幹相談支援センター、計画相談支援、地域相談支援で実施。 ・各区基幹相談支援センターを設置し、地域移行コーディネーターを配置。 ・中学校区割で各地域に委託相談を設置し、相談を担っている。 ・重層的な相談支援体制整備のため、その担うべき役割を基幹相談支援センター、委託事業所と定期的な協議を行っている。 ・令和5年度に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、市で協議を行い、令和6年度より、緊急時の事前登録の届出を開始。 ・地域の相談支援事業所に対し、学識経験者によるスーパーバイズ（SV事業）及び弁護士による法律支援事業を毎月1回実施。	・地域生活支援事業の相談支援事業を近隣自治体と共同で委託。 ・圏域でコーディネーター業務について共同設置。	・拠点コーディネーターの情報共有など。 ・情報連携シート等を活用し広域的な連携体制の強化につながる取組みが必要であると考える。
②緊急時の受入・対応	・障がい者夜間・休日等緊急時支援事業の運用。 ・利用契約をしている短期入所事業所に事前登録し夜間・休日の受け入れ等（委託事業）。 ・障がい者入所支援施設と緊急時の居室確保について委託契約を締結。 ・障害者緊急時居室確保事業を実施。 ・虐待対応のための緊急一時保護事業と一体的に運営。 ・短期入所等を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。 ・緊急短期入所事業として、緊急時の受け入れ対応を市全域で実施。 ・短期入所 市内事業所6か所、市外の事業所（グループホームでの短期入所）も活用。居宅介護も利用。医療機関（精神科、要医療的ケア） ・介護する者が急病等により、障がい者のケアができず日常生活が危ぶまれる時に障がい者を介護する者の配置を行う事業を実施。（事前登録制） ・要支援対象者（世帯含む）の情報を相談支援事業所と障がい福祉サービス事業所が連携し、緊急時に必要な支援、対応できる連携体制を整えるよう努めている。	・近隣自治体と合同で入所施設の一室を確保。 ・近隣自治体と圏域実施することで、居室確保にかかる費用負担の軽減を図っている。 ・近隣自治体と連携して緊急時の受け入れ先となる短期入所先を確保。	・市町村単位では特に「強度行動障がい有する方医療的ケアが必要な方」の緊急時の受入れや体験の場を確保することが困難であるため、広域的な調整が望まれる。 ・緊急時の受入れ・対応について、使用頻度は高くないため、もっと広域・合同で確保する仕組みがあってもよいのではないか。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問1-2～3. 市町村独自の取組みを進めるための工夫や、他の市町村と連携して広域的に取り組んでいること(主な取組み)

	市町村独自で取組みを進めるための工夫	他の市町村と連携して広域的に取り組んでいること	連携による広域的な取組みが必要または有効だと思う機能
③体験の機会・場	・一人暮らし体験支援事業および施設入所者地域生活移行促進事業の運用。 ・空き部屋等を利用した宿泊体験（委託事業）、ウィークリーマンション等で単身生活体験（委託事業）を実施。 ・施設からの退所者と精神科病院からの退院者としていた対象者を、親元やグループホームからの自立希望者も対象者とする事とした。 ・市町村独自で単身生活の体験に係る支援事業を実施 ・生活介護・生活訓練・就B・短期入所（医療的ケア児含む）・児発（医療的ケア児含む）を整備。 ・障害者体験居室利用事業補助金にて、施設若しくは自宅以外の場所に宿泊して地域生活の体験を促進している。	・近隣市町の新規事業所とのネットワークも拡大をしながら、必要に応じて事業所に依頼し、マッチングできれば継続して利用できるように調整。 ・グループホーム体験の場を実施し、グループホームへの入居を促進し、知的障がい者の自立生活を支援。	・市町村単位では特に「強度行動障がい有する方 医療的ケアが必要な方」の緊急時の受入れや体験の場を確保することが困難であるため、広域的な調整が望まれる。（再掲）
④専門的人材の確保・養成等	・相談支援専門員に対する研修および専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーの派遣を行う、障がい者相談支援調整事業の運用。 ・弁護士・司法書士など専門家相談を実施、相談支援事業所の人材育成にかかる研修を実施。 ・市町村独自で相談支援従事者研修補助金及び特定相談支援事業所開設補助金制度を実施。 ・地域のケアマネと連携し研修会を開催。主任相談支援専門員連絡会にも参加し、人材育成のための取り組みを行っている。 ・月に1回、市内相談支援専門員が参加する「相談支援ネットワーク」会議を実施し、事例検討等を行い、相談員の資質向上に努めている。 ・基幹相談支援センターに主任相談支援専門員、医療的ケアコーディネーターを配置。 ・自立支援協議会にて職員のスキルアップを目的とした研修会の実施を検討。	・医療的ケアのコーディネーターについては、近隣市のコーディネーターと情報共有する場を設けている。	・対象者の絶対数と専門性から医療的ケア児・者の支援には単独の市町村では継続が困難であるため、広域での取組みが必要と考えられる。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問1-4. 府の広域的な取組みが必要または有効だと思う機能（複数回答可）

機能	市町村数
連絡会議、連携会議等、会議体の実施	19
整備促進のための研修の開催	21
拠点コーディネーターの養成研修の開催	28
機能を担える専門的人材（グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材等）のための研修の開催	37
その他	3

（その他の内容）

- ・緊急時の受入れ先の確保。
- ・直接的な人材派遣。
- ・緊急時の受入れ先、体験の機会・場（共に特に「強度行動障がい」を有する方や医療的ケアが必要な方）の設置。

問1-5. 地域生活支援拠点等の充実のため、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制、緊急時の連絡体制の構築などの取組みを実施または検討されていること

- ・拠点等にコーディネーターの配置を検討。
- ・緊急時に誰がいつまで対応するのかという部分が明確であれば対応機関が対応しやすいという声があり、今後明確にできるよう検討している。
- ・短期入所事業所へ重点的に個別給付化に向けて進めていこうと考え、拠点事業の対応ができるよう検討中。
- ・自立支援協議会の地域移行支援会議において、今後障がい者の重度化・高齢化、親亡き後を見据えた「居住支援」のための機能、体制の構築を検討していく予定。
- ・面的整備をしたが互いがまだまだ結びついていない状況。今年度の報酬改定にも盛り込まれていたので当事者、事業所等に再度説明し、周知から取り組んでいく予定。
- ・自立支援協議会場で地域課題の共有や研修会などを実施すること。

問1-6. 地域生活支援拠点等の役割として、地域移行の推進に向けて取り組んでいること

- ・地域移行体制整備に向けた総合調整を行う地域移行コーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、関係機関との連絡調整や、支援への助言及び指導、普及啓発の推進等を実施している。
- ・研修の実施。
- ・基幹相談支援センター及び市障がい福祉担当課で年に2回施設入所者リストを作成し、地域移行者数の確認及び地域移行についての検討を行っている。
- ・緊急時の受入れ先が増えるよう報酬等を見直し、充実を目指している。
- ・体験の場等の活用が進んでいないため、地域移行推進への取り組みへ繋がっていない。拠点等の取り組みとは別の枠組みで実施している。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問2-1～3. 拠点コーディネーターの配置状況、配置人数、配置先と箇所数、財源について

- ◆拠点コーディネーターについて、令和6年4月1日時点で、府内43市町村のうち「配置あり」が13。「配置なし」が30。
「配置なし」のうち、市町村職員がコーディネータの役割を担っている市町村数は7、今後配置予定が3。
- ◆全て常勤の兼務で配置されている。
- ◆主な配置先は、基幹相談支援センターが11と最も多い。

配置状況（市町村数）

コーディネーターの配置状況	市町村数
配置あり（圏域整備における配置含む）	13
配置なし※	30
合計	43

※うち、市町村職員がコーディネータの役割を担っている市町村が8か所、今後配置予定が3か所

配置先及び箇所数（市町村数）※複数箇所への配置あり

配置場所	市町村数
基幹相談支援センター	11
相談支援事業所（委託・指定）	1
相談支援事業所以外の障がい福祉サービス事業所	1
市町村障がい福祉主管課	2
その他	4

※市町村職員がコーディネータの役割を担っている場合を含む

配置体制

配置あり 市町村	うち		うち	
	常勤	非常勤	専従	兼務
13	13	0	0	13

財源（市町村数）

財源	市町村数
市町村で確保（市町村単費）	6
地域生活支援事業の安心生活支援事業を活用	1
その他	6

（その他の内容）

- ・基幹相談支援センター委託料の内に含む。
- ・圏域整備において市町村で総額を按分。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問2-4～5. 拠点コーディネーターの担っている業務及び効果

- ◆コーディネーターの業務内容は、「緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援」、「緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等」が多くなっている。
- ◆コーディネーターを配置した効果は、「緊急時の受入先の空き情報を集約できる」が最多。

拠点コーディネーターが担っている業務内容 ※複数回答可

基幹相談支援センターや相談支援事業所等との地域の相談支援体制の構築	市町村数
緊急事態の支援が見込めない世帯の事前の把握、登録	12
緊急事態の支援が見込めない世帯との常時の連絡体制の確保	8
緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援	19
地域の指定障がい福祉サービス事業所や医療機関等との連携体制の構築	市町村数
常時の緊急受入体制の確保	9
平時における、緊急事態に備えた短期事業所等を活用した体験の機会の提供	12
緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等	19
障がい者支援施設や精神科病院等との連携体制の構築	市町村数
障がい者支援施設における、地域移行等意向確認担当者との情報共有	4
精神科病院における、退院後生活環境相談員等との情報共有	2
地域における障がい福祉サービスの体験的な利用に係る支援	7
その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整	6
地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実	市町村数
専門的人材を確保するための研修等	6
関係機関との連携に資するための協議の場の開催	13
その他「地域づくり」に関連する事業の実施	3

拠点コーディネーターを配置した効果 ※複数回答可

	市町村数
緊急時の支援に備え、緊急時の登録している障がい者の情報を一元管理できる	8
緊急時の受入先の空き情報を集約できる	13
施設や病院と繋がり、地域移行のニーズ把握や調整がスムーズになった	1
事業所同士の有機的・機動的連携に繋がっている	9
専門性向上や人材確保等に関する研修取組みが進んだ	2
関係機関との連携に資するための協議等において、連携や議論が深まった。	8
その他	0

- (その他「地域づくり」に関する事業の内容)
- ・自立支援協議会を運営。
 - ・地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー等の相談機関へ拠点等の趣旨説明等を行い、制度の理解を深めるとともに、相談機関が把握している緊急時に支援が必要な人の把握を行っている。
 - ・共同設置している圏域市町村に対する、コーディネーター業務の課題の提案等。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問2-6. 拠点コーディネーターを配置していない理由または配置にあたっての課題

◆配置していない理由は、「予算の確保が困難」、「コーディネーターを担える人材がない」、「コーディネーターの役割がわかりにくい」が多くなっている。

配置していない理由、または配置にあたっての課題

配置していない理由または課題	市町村数
予算の確保が困難	16
コーディネーターを担える人材がない	15
コーディネーターの役割がわかりにくい	15
コーディネーターを配置しなくても拠点は、機能はしている	6
コーディネータ配置を検討中	3
その他	7

(コーディネータ配置を検討中の理由)

- ・更なる地域移行を進める。
- ・配置の必要性を感じた。
- ・福祉計画に記載。

(その他の主な回答)

- ・本市では拠点等に係るコーディネート業務を障がい者基幹相談支援センター業務に含めて委託しており、基幹相談支援センターが拠点コーディネーターの役割を担っている。
- ・拠点の活用方法について検討中であり、コーディネーターの役割についても未定であるため。
- ・指定特定相談支援事業所や委託相談支援事業所、基幹相談支援センターが、それぞれが緊急対応時のコーディネートを行っている。また、問2-4にあるコーディネーターが担うべき役割については、相談支援事業所だけでなく、自立支援協議会（検証ワーキング等の各部会）や基幹相談支援センター、障がい福祉課等、各機関の活動において取り組んでいると考えている。
- ・拠点コーディネーターの業務を受託できる事業所があれば、委託も選択肢になると考える。しかし、福祉人材が不足している中、事業所が拠点コーディネーター業務を担える人材を確保することは難しいのではないかと。
- ・相談支援事業所への委託を想定しているが、具体的な検討に至っていない。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問2-7. 拠点コーディネーターの業務内容についての課題

◆拠点コーディネーターの業務内容についての課題は多岐に渡る中で、基幹相談支援センターや相談支援事業等との役割分担が難しいという趣旨の内容が多い。

- ・拠点コーディネーターの役割は障がい者基幹相談支援センターが担うべきと考えるが、業務内容に鑑み、同センター職員のうち、特定の職員が属人的に担うことはなじまないとされる。
- ・現状、基幹相談支援センターが直営のため、基幹担当の市職員が委託相談や相談事業所に対応できない緊急対応を担っているが、拠点担当と基幹担当が別ということもあり、確固たるコーディネーターがいない。
- ・業務の範囲が広く、多機関での調整が困難なため、全体での調和を図ることが困難。
- ・圏域に1人とされているが、あらゆるケースに一人に対応することは困難で、対象者の絞り込みや流動的な人員体制の必要性などの意見が協議の場において出ている。
- ・本市における拠点コーディネーターの役割が確立していない。コーディネートする資源が充実していない。
- ・地域の社会資源の不足、コーディネーターを担える人材が不足、コーディネーターと相談支援事業とのすみ分けが難しい。
- ・拠点等機能強化加算についての要件が拠点にほぼ専従であるため、人員の確保が難しい。
- ・利用者の登録者が少ないため、拠点コーディネーターとしての活躍が少ないこと。
- ・相談支援・委託相談・基幹相談支援センターとの業務の違いがわからない。
- ・財政状況が厳しい中で設置による効果が不透明かつ地域生活支援に関する業務についても関係機関が役割を分散し実施しており、必要性に乏しい。
- ・基幹相談支援センター、主任相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター、拠点コーディネーターの役割の切り分けがわかりにくい。
- ・業務の範囲が不明瞭。受け入れ先へ常時連絡を取っているわけではないため、最新情報についての社会資源把握については課題あり。圏域整備のため、障がい者情報の登録については整備が進んでいない。
- ・緊急時対応にかかる事前登録制などについて、障がい福祉サービスに繋がっていない方への周知が進んでいないことが課題である。
- ・地域の社会資源の不足、コーディネーターを担える人材が不足、コーディネーターと相談支援事業とのすみ分けが難しい。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問3-1～2. 地域支援拠点等の運用状況の検証・検討について

- ◆令和5年度に整備済39市町村のうち、運用状況の検証・検討を行ったのは35。そのうち自立支援協議会や拠点会議で実施したのは33。
- ◆運用状況の検証・検討の実施回数は、1回実施したのが25、2回以上実施したのが合計10。
- ◆実施方法について、「地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の検証及び検討の手引き」をもとに実施したのは10。

令和5年度中の運用状況の検証・検討の実施状況 (R6国調査より)

実施状況	市町村数
検証・検討を行った	35
検証・検討を行っていない	4
合計	39

※検討・検証を行った35のうち33が自立支援協議会や拠点会議で実施

運用状況の検証・検討の実施回数 (R6国調査より)

実施回数	市町村数
6回以上	2
4～5回	3
2～3回	5
1回	25
合計	35

実施方法

実施方法	市町村数
「地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の検証及び検討の手引き」をもとに実施	10
その他	25

(その他の主な回答)

- ・自立支援協議会にて、本市担当者から運用状況や課題について説明した。また、そのうえで、委員から意見等を聴取した。
- ・協議会のワーキングにて、評価シートを作成し実施した。
- ・圏域市町村で実施しており、年数回圏域の市町村担当者、各市町村の基幹相談支援センターが出席し、年間の活動実績の報告を受け、情報共有等を行う。また自立支援協議会の代表者会議（年1回）においても協議会代表者への共有、評価を実施。具体的な活動指標等は設けていない。
- ・事業者より実施状況等報告書を提出、報告してもらい、障がい者地域協議会で評価（要望、助言等）を行う。
- ・地域の課題に対してのプロジェクトチームを立上げ検討した。
- ・利用実績がないため手引きは用いず、部会の議題として意見交換の中で検証・検討を行った。
- ・拠点等検討会議にて、参加市町村による現状の把握及び今後の運用についての協議した。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問3-3～4. 運用状況を検証・検討した結果抽出された課題及びその課題に対する取組み

	運用状況を検証・検討した結果、課題	課題に対する取組み
相談	・個別性を重視した緊急時支援体制や自立生活支援に係る相談体制の充実。	・拠点等に拠点コーディネーターを配置。
緊急時の受入れ・対応	・緊急時の受入れ・対応については事前登録者が2名いるが利用実績がない。 ・緊急時受け入れ対応できる短期入所が1か所しかないため、有事の際に十分な対応ができない。 ・緊急時の居室確保が困難。（24時間の連絡体制の整備や知らない人の急な受け入れ等が課題） ・緊急の事前登録について対象者の把握方法及び周知方法。 ・①利用者の登録要件に、「区分4以上」としているが、区分が高い方だけではなく、区分1～3や区分なしの方でも緊急時対応が必要である。②短期入所の体制整備だけではなく、自宅でも過ごすことができる体制づくりが必要である。 ・1事業所での多機能型の設置では、緊急受入時に実際に受け入れてもらえるのかという懸念がある。	・対象者の範囲や受入施設の拡充を検討。 ・グループホームの空床が活用できるよう事業所と積極的に連携していく。 ・個別給付化を目指し随時6市町村で協議を実施し、事業所の認定や登録作業に向けて準備中。 ・事前登録については市内相談支援ネットワーク会議にて情報提供を行った。 ・①次回協議会にて、区分の見直しを行う。②地域生活支援拠点部会で在宅スキームのチームを作り、緊急時のヘルパーの支援体制の整備を進めていく。 ・現状、基幹相談支援センターが他の事業所とも連携しており、万が一、拠点での預かりが難しい場合には、他の短期入所事業所等と連携して受け入れ先を探しているため、今後も市、幹相談支援センター、事業所が密に連携を継続していく。
体験の機会・場	・地域移行に向けた体験の場についての整備が必要。	・精神科病院への長期入院患者が退院後安心して地域生活が送れるよう、グループホームでの入居を体験できる場の提供。
専門的人材の確保・養成等	・ヘルパーの人材不足。 ・医療分野との連携や関係構築。 ・福祉人材の確保が難しい中、専門的人材の確保等が困難である。 ・グループホームの世話人への重度障がい者等への支援にかかる専門的知識の向上のための取り組みが必要。 ・グループホームが足りない。人材不足。（特にガイドヘルパー）	・ヘルパー事業所連絡会の立ち上げ。 ・訪問看護ステーションとの連携。 ・プロジェクトチームにて、緊急時対応の際に求められる人材を検討し、研修実施や人材確保につなげる。 ・グループホームの世話人へ研修等を開催し、人権問題の相互理解や、地域での居場所となるグループホームの質の担保を図る取り組みの実施。 ・プロジェクトチームを立上げ検討予定。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問3-3～4. 運用状況を検証・検討した結果抽出された課題及びその課題に対する取組み（続き）

	運用状況を検証・検討した結果、課題	課題に対する取組み
周知	・市民への周知啓発不足。 ・緊急の事前登録について対象者の把握方法及び周知方法。（再掲） ・ケース運用数がなく、また、拠点等の事前登録者数が増えていない等周知啓発の課題がみられた。	・啓発リーフレットの配布・配架。 ・周知については広報誌への掲載及び市ホームページへの掲載を行った。 ・計画相談員だけでなく福祉事業所（おもに通所系事業所）での周知の必要性や周知方法についての検討。
その他	・拠点等の機能を担う指定障がい福祉サービス等事業者の増加、全区での確保。 ・登録している事業所間の定期的な交流の必要性。 ・ハード面は進んでいるが、実際にどのように運用していくのかを検討する必要がある。	・拠点等の機能を担う事業所登録の仕組みを改善するとともに、各区地域自立支援協議会に対して、拠点等の趣旨や目的の周知を図り、事業者の積極的な参加を促す。 ・登録事業所の対面による交流会の開催。 ・関係機関で協議を行う予定。

問3-5. 運用状況を検証・検討した結果の課題や取組みを共有した機関（主なものを抜粋）

- ・各区障がい者基幹相談支援センター、各区地域自立支援協議会事務局（各区保健福祉センター）。
- ・地域自立支援協議会の全大会、地域生活支援拠点等整備部会、相談支援部会に参加している各事業所職員などと共有した。
- ・障がい福祉サービス事業所（居宅介護・グループホーム・相談支援）、障がい者団体、市。
- ・自立支援協議会の相談支援部会及び障害者市民施策推進協議会。
- ・自立支援協議会実務担当者会議の参加者（委託相談支援事業者、保健・医療関係機関、教育・保育関係機関、就労・雇用関係機関、権利擁護関係機関、関係行政機関）

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問3-6. 運用状況の検証・検討の公表状況及び公表の場について

- ◆検証・検討を行った市町村35のうち、検証・検討結果について公表を行ったのは14。
- ◆そのうち、公表内容についてホームページ等で公表しているのは7。

検証・検討結果の公表

有無	市町村数
有	14
無	21
合計	35

検証・検討結果の公表の場

公表の場	市町村数
市町村のホームページ	5
自立支援協議会のホームページ	2
自立支援協議会で公表	7
合計	14

(公表してない理由のまとめ)

- ・地域自立支援協議会自体の公表ができていないため。
- ・整備後間もない状態で、準備中のため。
- ・自立支援協議会の各支援部会の活動内容のみをホームページで掲載しており、地域生活支援拠点検討会議の会議録等はこれまで公表していない。公表していくという概念自体がなかったため。
- ・圏域で運営している以上、1市町村単位では公表できないため。
- ・検討中の事項について、公表の必要性を感じないため。
- ・障がい者地域協議会の議事録のみホームページで公表している。
- ・自立支援協議会の会議録が非公開なため。
- ・拠点等の周知がまだまだできていないのでまずは、そこから考えている。
- ・利用実績がないためまずは利用につなげる取り組みが必要。検証・検討を公表する段階に至っていない。
- ・公表のありかたについて議論ができていないため。
- ・ホームページ等を整備していないため。
- ・公表する場がない。人員不足。
- ・利用者がいないため。

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

4-①. 「地域における障がい者等への支援体制について」の提言

(大阪府障がい者自立支援協議会
令和5年3月)

背景・現状

- 施設から地域生活への移行の推進は、大阪府障がい者計画でも最重点施策に位置づけられており地域移行が可能な施設入所者から順次、地域移行を進めてきた。
- 現在、府内の障がい者支援施設は86施設約4,800人が入所している。
- 国連勧告(R4.9)においては、「障がい者が居住地、地域社会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持つこと」、「地域で自立して生活していくための支援体制の強化」などが強く要請された。(※脱施設化)
- 近年、入所者の重度化や高齢化に伴い、障がい者支援施設からの地域移行は鈍化傾向にある。親亡き後など、特に重度知的障がい者の暮らしの場の確保や相談支援をはじめとした地域移行に向けた支援体制の整備が課題となっている。

施設入所者の地域生活移行者数の累計



大阪府障がい者自立支援協議会提言「地域における障がい者等への支援体制について」

R2年度	大阪府障がい者自立支援協議会において、「地域移行を進めていくために、 障がい者支援施設の今日的な役割等について、府の自立支援協議会として議論してはどうか。 」とのご意見を受けて、検討を開始。
R3年度	府内の施設入所者や市町村及び関係機関等の現状把握や検討に向けて準備。
R4年度	大阪府障がい者自立支援協議会で議論。障がい者支援施設だけでなく、地域全体で障がい者を支援する必要があることから、相談支援体制や市町村等の関係機関も含め、地域における支援体制全般について議論。 1年間の議論を踏まえ、 報告書「地域における障がい者等への支援体制について」 のとりまとめ。⇒協議会から府への提言

行政・地域に求められる支援体制と連携体制

本人中心支援の理念の浸透 本人中心の支援を実現していくための意思決定支援及び情報の保障の充実	相談支援体制の整備 地域移行を促進し、地域生活を支援するための相談支援の役割分担と業務内容の明確化	サービス提供機能の充実 地域生活を支えるために地域の障がい福祉サービス提供体制を充実	連携体制の整備 地域移行後も障がい者・家族・介護者等が安心して地域生活を送れるような連携体制の構築
--	---	--	---

地域における障がい者支援施設に求められる機能

集中支援機能 重度の知的障がい者への集中支援により、地域生活への移行を推進する機能	生活支援機能 高齢で地域移行が困難な障がい者や支援期間が長期となる方の「生活の質を担保する」機能	緊急時地域支援機能 地域で暮らす障がい者や家族の緊急時に受入れ支援を行う機能
---	--	--

地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けた提言（今後の検討内容）

- ＜地域全体で障がい者を支える仕組みの構築＞
 - 相談支援及び意思決定支援の充実
 - 地域移行に向けた認識の形成と共有
 - グループホーム等サービス提供基盤の拡充
 - 在宅やグループホームで暮らす障がい者や介護者等へのバックアップ
- ＜障がい者支援施設の生活・支援環境の整備＞
 - 地域生活への移行に向けた支援体制の構築
 - 重度化・高齢化に対応した生活環境の整備
 - 多様化する障がい者への支援

4－②. 「地域における障がい者等への支援体制について」の提言

(大阪府障がい者自立支援協議会
令和5年3月)

第4章 地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けた提言

1 地域全体で障がい者を支えるしくみの構築

障がい者支援施設による在宅やGHで暮らす障がい者や介護者等へのバックアップ機能

- ◆拠点等の緊急時の受入れ・対応
- ◆緊急時に備えた事前登録・住民への周知、体験の機会の働きかけ
- ◆拠点等の運用状況の検証・検討および地域課題の把握

地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

5. 大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループにおける検討

○令和6年7月8日

大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループ 開催

○地域生活支援拠点等の充実・強化について、現在の取組み報告及び施策の方向性（案）について検討

【施策の方向性】

＜第7期大阪府障がい福祉計画 目標（令和8年度末）＞

➤地域生活支援拠点等の機能の充実

・各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築

・年1回以上運用状況を検証・検討

＜令和6年度の取組み＞

➤市町村への働きかけ

○地域生活支援拠点等の市町村意見交換会を実施（令和6年9月19日予定）

内容：地域生活支援拠点等に係る取組み発表、意見交換（グループワーク）

テーマ(案)：拠点コーディネーター配置について、運用状況の検証・検討について、広域的な連携による整備について

○運用状況の検証・検討の推進・強化

検証・検討状況の見える化（市町村ホームページにおける公表）

□ 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループ 委員名簿（敬称略）令和6年8月8日現在

氏名	職名
北村 友隆	一般社団法人大阪知的障害者福祉協会 副会長・相談支援部会長
齋藤 隆晃	堺市 健康福祉局障害福祉部障害施策推進課 課長補佐
谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部 教授
橋本 健一	社会福祉法人大阪自彊館 障害者支援施設いまみや 施設長
原田 康裕	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 ホームズい〜な・ホームズみのお 所長
宮崎 充弘	特定非営利活動法人サポートグループほわほわの会 代表理事

6. 運用状況の検証・検討状況の見える化（大阪府ホームページで公表）

<大阪府ホームページ掲載イメージ>

令和5年度の運用状況の検証・検討の実施及び公表状況（令和6年2月末日時点）

市町村における地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討については、国の基本指針において、第6期障がい福祉計画（計画期間：令和3年度から令和5年度）では、「年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。」、第7期障がい福祉計画（計画期間：令和6年度から令和8年度）では、「年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。」こととされています。

大阪府内の地域生活支援拠点等の整備済みのすべての市町村において、第7期障がい福祉計画に運用状況の検証・検討を位置づけています。

市町村名	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	池田市	吹田市	泉大津市	高槻市	貝塚市	守口市
実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	実施
公表状況	自立支援協議会等 (外部サイト)	自立支援協議会等 以外の審議会 (外部サイト)	自立支援協議会等	自立支援協議会等 (外部サイト)	-	自立支援協議会等	-	-	自立支援協議会等	自立支援協議会等

7ー①. 大阪府における地域移行推進の取組み

◆施設入所の待機者に関する実態調査について

実施概要（R5年度）

- ◆対象：府内市町村（大阪市を除く）
- ◆調査時点：令和4年度末 ◆実施時期：令和5年8月
- ◆調査項目：待機者数、本人及び家族等の状態像、地域生活継続の可能性の検討の有無、施設入所後の地域生活への説明や意向確認の有無、待機者に関する検討の場

<参考>

令和6年度は、調査項目を一部見直し、府内全市町村で実施。
（※令和6年8月に実施済。現在集計中）

➤令和5年度からの主な変更点

- ・地域生活の継続の可能性について、検討した場合の結果、検討しなかった場合の理由を追記
- ・入所希望の理由を待機している理由に変更 等

待機者実態調査結果概要（R5年度）

- ・R4年度末時点の待機者総数は1,077人。（大阪市を除く）うちH29年度以前からの待機者は620人。
- ・待機者1,077人のうち、地域生活継続の可能性の検討をしていないのは498人。（検討の有無が不明の36人含む）
- ・市町村において、待機者についての検討の場がないと回答したのは35市町村。
- ・本人への退所後の地域移行の説明及び地域移行の意向確認をしたのは240人。家族への退所後の地域移行の説明及び地域移行の意向確認をしたのは322人。

課題の解決に向けて

◆地域生活推進に向けた認識の形成と共有

◆支援者間の連携を通じた一体的な支援体制の整備

市町村への働きかけ	施設等への働きかけ	地域の社会資源の整備
・地域生活継続の検討や本人への意向確認の徹底による入所の必要性の精査 ・自立支援協議会等を活用した待機者に関する検討	・入所者への地域移行の動機づけ支援及び意向確認の徹底 ・一定の高度かつ集中的な支援による施設入退所の循環 ・施設や地域の事業所間の連携による支援ネットワークの構築	・重度障がい者に対応できるグループホーム等の整備 ・地域の支援者の支援力の向上

7－②．大阪府における地域移行推進の取組み

◆令和6年度主要事業【知事重点】（令和6年度福祉部当初予算案より）

障がい者が地域で安心して生活するための市町村及び事業所等への支援の強化

【事業目的】

障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画である「第5次大阪府障がい者計画」（計画期間：令和3～8年度）の中間見直しにおいて、新たに盛り込んだ「障がい者の地域生活の継続を支援するための体制整備」を推進するため、施設入所の待機者に関する実態調査の結果も踏まえ、市町村及び事業所等への支援を強化し、相談支援体制の充実・強化や地域での支援体制の整備を図る事業を実施。

【事業内容】

市町村における
相談支援体制の
充実・強化

◆【新規】地域生活促進アセスメント事業（予算額：1,583千円）

自宅やグループホームで生活している施設入所希望者が地域で暮らし続ける可能性を探るための支援マニュアルや、施設入所者の地域生活への移行を促進するための相談支援ツール等を作成し、府内市町村や民間事業者へ普及を図る。

地域の事業所等に
おけるハード・
ソフトの基盤整備

◆【新規】大阪府版強度行動障がい専門支援モデル普及事業（予算額：603千円）

強度行動障がい者への専門的な支援力を向上するため、府内の事業所に府立砂川厚生福祉センターで開発した支援モデルを普及。

◆【新規】地域生活推進事業費補助金（予算額：10,111千円）

地域生活推進の機運上昇及び取組みの横展開と底上げを図るため、地域生活推進に向けた本人・家族・事業所等の意識醸成を図る普及啓発や施設及びグループホーム等の連携を通じた地域生活推進の実践を行う法人等による取組みに必要な経費を助成。

◆【拡充】重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金（予算額：21,600千円）

重度知的障がい者等の地域生活を支援するグループホーム及び短期入所事業所を拡充するため、事業者に対し、受入れに必要な環境整備に係る費用を助成



◆大阪府障がい者計画への位置づけ

第5次大阪府障がい者計画の計画期間は令和3年度から令和8年度の6年間。今年度は計画期間の中間の年にあたるため、計画策定時から現在に至るまでの法改正や策定された計画などを踏まえ、**必要な見直しを行った**。地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けた提言を踏まえ、地域移行の促進や地域生活の継続を支援するため、市町村における相談支援体制の充実・強化や地域移行に向けた認識の形成と共有、地域の社会資源と人材の確保など地域での支援体制の整備を図っていくこと等を追記。